

お詫びと訂正

『2024 大学入学共通テスト実戦問題集倫理, 政治・経済』に以下の誤りがありました

ここにお詫びし、訂正いたします

■別冊(解答解説編) p.12

訂正箇所	第1回 第6問 問4 の解説 (解答番号27) 左段上から6行目
誤	④のレストラン(飲食業)はサービス業に分類され, 従業員数80人は「100人以下」なので, これが中小企業に該当する。
正	④のレストランなど飲食店は, 公的統計に用いられる日本標準産業分類において「卸売業, 小売業」(大分類I)とは別の「宿泊業, 飲食サービス業」(大分類M)に分類されている。しかし中小企業基本法では, 1999 年改正前の「小売業, サービス業」を現行の「小売業」と「サービス業」に分けた際, 大分類Mのうち中分類の「宿泊業」は同法のサービス業に, それ以外(現行の中分類の「飲食店」と「持ち帰り・配達飲食サービス業」)は同法の小売業に分類された。よって現行の中小企業基本法の定義では, ④のレストラン(資本金 7,000 万円, 従業者数 80 人)は同法の「小売業の中小企業者」に該当しない。

※上記の通り問4につきましては、中小企業に該当する企業はありません(解答選択肢①～④のいずれも中小企業に該当しない)。正解のない問題を収録しましたことを深くお詫び申し上げます。